

## 医療措置協定締結までの流れ

### (1) 協議への回答

新型コロナ時の対応状況を踏まえ、新興感染症発生時の対応可能項目について、県の電子申請システム（病院・診療所についてはExcelの回答フォーマットも利用）を用い回答します。

### (2) 同意書送付

協議回答を基に協定書（案）を作成し、同意書と一緒に送付します。

本同意書は、内容の同意確認と同時に第一種及び第二種協定指定医療機関の指定基準のチェックを兼ねます。

### (3) 正式な協定書及び協定指定医療機関の指定通知の送付

(同意書の返信までであった医療機関等から随時行います。)